

令和6年10月22日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7 件
（うち電気シェーバー1件、電動アシスト自転車1件、
スピーカー（充電式）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
凍結防止用ヒーター（水道用）1件、ノートパソコン1件、扇風機1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400740	令和6年10月1日	令和6年10月17日	電気シェーバー	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルの接続部を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202400741	令和6年6月27日	令和6年10月17日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で駐輪場の下り坂を走行中、サドルが脱落し、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月10日
A202400742	令和6年8月25日	令和6年10月17日	スピーカー（充電式）	火災	駐車場で車両内に当該製品を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月11日
A202400743	令和6年9月10日	令和6年10月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月9日
A202400744	令和6年9月4日	令和6年10月18日	凍結防止用ヒーター（水道用）	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	製造から30年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月15日
A202400745	令和6年9月26日	令和6年10月18日	ノートパソコン	火災	学校で当該製品を充電中、当該製品のACアダプターのプラグ部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年10月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202400746	令和6年9月21日	令和6年10月18日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品から発火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年10月10日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし